

(別記)

(公表様式3)

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準
(保育所版)

評価機関

名 称	NPO法人だれにも音楽祭
所 在 地	上益城郡益城町福富822番地
評価実施期間	H26年9月10日～H26年9月18日
評価調査者番号	第09-003号
	第10-010号
	第13-011号

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) なぎさ保育園	種別： 保育所
代表者氏名： 理事長 藤本孝子 (管理者) 園長 板井景子	開設年月日： 昭和54年5月1日
設置主体： 社会福祉法人 江津福祉会 経営主体： 社会福祉法人 江津福祉会	定員： 120名 (利用人数) 135名
所在地：〒862-0942 熊本市東区江津1丁目7番25号	
連絡先電話番号： 096 366 6875	FAX番号： 096 366 6874
ホームページアドレス	http://www.nagisahoikuen.com

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事
乳幼児保育・延長保育・障がい児保育・一時保育(自主) 地域活動: 世代間交流(自主)・ 異年齢児交流(自主) 園庭開放・出前保育	入園・進級お祝い会・おみしり遠足・保護者会 総会・保育説明会・運動会・自由参観(年2回) ・あおぞら懇談会・おひさま懇談会・給食試食 会(年2回)・個人面談・プール開き・なつま つり・お泊り保育・バス遠足・画図校区子育て ネット・小学5年生との交流会・芋ほり・稲刈 り・なぎさっこショー・クリスマス会・書初め・ 年長児親子遠足・もちつき・節分・親子ふれあ い会・お子様招待会(入園説明会)・卒園式
居室概要	居室以外の施設設備の概要
主たるたてもの: 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2 階建・乳児室・ほふく室・保育室・多目的室・ 調理室・医務室・調乳室・沐浴室・事務室・職 員休憩室・子育て支援室・相談室	ベランダ・園庭・砂場・築山・総合遊具・枕木 クライミング・倉庫・保護者送迎用駐車場

職員の配置						
職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤	
園長	1		保育士	15	10	
主任保育士	1		幼稚園教諭	11	10	
保育士	12	10	看護師		1	
看護師		1	栄養士		2	
栄養士		2	調理師	1	2	
調理師	1	2				
合 計	15	15	合 計	27	25	

資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2 評価結果総評

特に評価の高い点

1 人を育む江津湖河畔にある

なぎさ保育園は、「咳の子の なぞなぞあそび きりもなや」の句を作った中村汀女の生家近くにあり、周囲を流れる水路には、梅花藻が白い小さな花を咲かせています。汀女の穏やかな句風は、底まで澄んで豊かに流れる江津湖で育ったという、環境のせいかも知れません。子どもたちは月1回の頻度で、弁当を持って江津湖の周りを散策しています。

2 仲直り、話し合いコーナーがある

ケンカの後には、お互いに話し合い仲直りするための、仕切られたコーナーが各クラスにあり、小さなテーブルを挟んで椅子に腰掛け、立会いの子どもとともに、互いの心を鎮めている姿があります。

それぞれの「心のコントロール」が出来ずに起こる様々な争いを、相手の考え方を理解し、尊重し、話し合いをすることで、回避し解決しようとする姿勢と習慣は、幼少期だけでなく将来的にも、子ども自身の大きな財産になるものと思われます。

3 給食の手伝い

子ども達の当番活動の一つとして、毎日給食の手伝いをしています。以上児は12ほどのグループに分けられ、当番グループは、朝9時頃給食室に、手伝いの内容を聞き、野菜の皮むきなど下処理をし、年長児は米を洗って、水加減をします。月1回程、以上児は、江津湖に弁当を持って出かけ、戸外遊びを楽しみます。異年齢集団の「あお組」が出掛けるときは「そら組」が弁当箱に給食を詰め、「そら組」が行く時は、「あお組」が詰めて弁当を持って行きます。

家庭ではなかなか出来ない食事の準備や、料理のノウハウが学習され、育てられています。

4 保護者・職員に対する意見聴取が良く行われ、説明責任が果たされている

計画策定・運営・振り返りにおいて、保護者・職員意見の収集が良く行われ、今回の受審に関する保護者アンケート中の要望意見に対しても、直ちに漏れなく回答集を作成されました。

保護者会・おやじの会の活動が盛んで、各種行事への貢献度が大きく、保護者と一体となった子育てが実現されています。保護者会会報（年7～8回）や「なぎさ新聞」（年2回）が発行されています。

保護者アンケートは73%と回収率が高く、「満足」「やや満足」を合わせて91%の強い支持があります。入園時に「見守り保育」に対する説明責任が十分果たされ、納得した上での入園になっています。

5 完成度の高い管理運営マニュアル

「なぎさブック」という厚い冊子及び携帯版を完成し、目標や簡潔で迷わない行動基準、マニュアルのほとんどが示されています。完成度が高く他に例を見ないものです。年齢を基準にした一律の保育ではなく、一人ひとりの子どもの発達過程を見極めながら、一人ひとりの発達状況に応じた、きめ細かい支援がなされています。

6 高い年休取得率

保育業界全体の年休取得率が低い中、配慮された年休取得率があります。夏季休暇を含め、平均年12日程取得があります。

7 考課結果の反映

人事考課については、自己評価、1次評価、2次評価と面談により実施しています。結果については考課基準を職員に示し、フィードバックをして理解を得ています。人事考課を適正に運用し組織活性化を図り、考課結果を人事管理に反映し公正な職員処遇に活用されています。

8 ネットワークシステム導入の検討

指導計画は、アセスメント実施から策定に至る手順により関係職員間で協議し、園長の承認により決定されています。保育の実施状況は、その経過と達成状況が具体的に記録され、ケース会議などにより職員間で共有化されています。保育現場での記録にかかる事務負担の軽減を図り、情報共有の徹底と迅速化の観点から、パソコンによる施設内ネットワークシステムの導入の検討も、具体的になされています。

改善を求められる点

1 個別研修履歴の充実

研修修了者は、レポート回覧や職員会議での発表により情報の共有化を図っています。研修成果については、専門的な知識や技術を評価した個別研修履歴の作成も、人事管理情報の充実として期待されます。

2 文書分類表の作成

保育の個別記録文書には、個人情報記録されています。そのため、会議や研修によりプライバシー保護に関する知識と職員倫理の理解を図っています。文書管理体制においては情報開示請求等に対応した規定や、規則的な文書管理を徹底するため文書分類表の作成等も、文書管理規程の充実の一環として期待されます。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント(400字以内)

(H26.10.15)

今回の評価にあたり全職員で、マニュアルの見直しをはじめ、保育内容や保育所運営にかかるすべてのことを一つ一つ確認していく中で全職員での共通認識をすることにつながり、とても良い機会となりました。

保護者の方のアンケートからは、園の理念と保育方針を理解された上で利用していただいていることにうれしく思いましたし、日ごろ伝えにくいことも記述されていて、私たちが見落としていた部分や伝わりにくかったところもこれから改善していきたいと思いました。

また、今回の評価は結果ではなくこれまでのプロセスを大事にし、今後も益々の保育サービスの充実と向上に努めてまいりたいと思いました。アンケートにご協力頂いた保護者の皆様と評価機関の方に御礼を申し上げたいと思えます。

4 評価分類別評価内容

<p>評価対象</p> <p>1 理念・基本方針</p>	<p>「今をよく生き、未来への架け橋をつくっていこう」「子ども達の笑顔は、私たちみんなの笑顔」が運営理念として打ち出されています。子どもたちの今を大切に、これから未来を担う子どもたちの健全な育ちを、子ども集団の中で育てることを目的としています。</p> <p>「子どもの主体性を育てる保育」「一人ひとりを大切にする保育」「笑顔を持って子どもたちに接する保育」を基本方針として掲げ「心豊かな優しいこども」「体の丈夫ながんばるこども」「自分のことは自分でできるこども」の育成を保育目標として明示してあります。</p> <p>周知については、全職員が理念カードを携帯し、年度当初の園内研修やグループ討議により継続的に取り組んでいます。</p> <p>保護者への周知については、新入・進級式や保育説明会等で園のしおりや入園時の資料をもとに説明しています。地域や関係機関への周知については、ホームページや画図校区子育てネットワークを通じて関係機関や参加団体と連携し周知に努めています。</p>
<p>2 計画の策定</p>	<p>中・長期計画については、組織体制、保育形態、施設整備、職員体制、研修計画について策定され、3年ごとに評価・見直しが行われています。利用者数の推計に基づく財源計画など数値目標を設定した中・長期収支計画を策定されることが期待されます。</p>

	<p>単年度事業計画は、基本方針にそってテーマを設定し、事業全般における各項目の年間目標や保育の質の向上に対する取組と行事計画表が示されています。</p> <p>事業計画は、当該年度の事業実績見込みを評価・見直し、職員によるグループ会議や業務分担ごとの検討を経て次年度計画が策定されています。</p> <p>事業計画は、職員参画により立案されグループ会議や園内研修、朝礼において周知されています。計画の進捗状況は、各月末の事業実績評価・見直しにより状況把握に努めています。</p> <p>保護者への周知については、年度当初の新人・進級式や保育説明会、園だより、クラスだより、給食だよりなどにおいて理解を得ています。</p>
--	---

<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<p>園長は、職責を明示し全体会議やグループ研修において役割と責任について説明しています。施設長を対象とした外部研修により専門性の向上に努めています。管理規程や危機管理対応マニュアルにおいて、役割と責任が明確化されています。</p> <p>園長は、施設運営に関する外部研修を受講し、管理者として関係法令の順守に努めています。全職員が法令順守の倫理を徹底するため、基本となる関係法令をリスト化するなどの継続的な取組が期待されます。</p> <p>保育の質の向上については、平成19年度から保育方法として「異年齢児保育」「生きる力を育てる」「学ぶ力を育てる」「チーム保育理論」を掲げ、見守る保育に取り組んでいます。職員会議や研修体制を構築し現状と課題を示し職員を指導しています。園長自身ドイツを中心とした海外研修に参加しています。</p> <p>園長は、年間を通じて面談の機会を設け、現状と課題の把握に努めています。経営や業務の課題と目標の共有を図るため、研修体制チームを設置し、職員の指導に努めています。</p>
-------------------------	---

<p>評価対象 1 経営状況の把握</p>	<p>事業経営を取り巻く環境の把握については、外部研修や熊本市私立保育園連盟の園長会議や校区子育てネットワーク、各種会議で把握に努めています。地域の保育ニーズの把握については、福祉行政関係会議や市ホームページなどから情報収集に努めています。</p>
---------------------------	--

	<p>経営については会計士の財務諸表による監査が実施されています。園児数の推移や保育ニーズの把握に努め、経営課題を反映した事業計画が策定され、研修体制チームや職員会議等で情報の共有化を図っています。</p> <p>監査については公認会計士による財務諸表の監査が実施されています。監査結果による指導や指摘事項に基づいて会計管理体制についての改善がなされています。</p>
<p>2 人材の確保・ 養成</p>	<p>職員体制については、管理規程により園長、主任、保育士等の有資格職員を定数以上配置し、看護師、栄養士を配置しています。人事管理については長期計画を策定し職員定数の確保、人材育成を図っています。</p> <p>人事考課の実施については、自己評価、1次評価、2次評価と面談により実施しています。結果については考課基準を職員に示しフィードバックしています。組織活性化と公正な職員処遇を図るため考課結果が、人事管理に反映されています。</p> <p>就業規則により勤務時間、休暇、休業等が規定され、有給休暇取得や時間外労働データを管理し、就業状況の把握がされています。半日休や時間休を設定した年休取得の取組みにより取得率の改善を図っています。</p> <p>福利厚生については、中小企業福利厚生事業や退職共済に加入し、総合的な福利厚生事業を実施しています。職員会による部活動や1泊研修、予防接種費用補助などの事業があります。個別面談の窓口を設け、職員の意向把握や相談に配慮しています。</p> <p>中・長期計画の中に研修計画を策定し、基本的姿勢や研修体制を示しています。事業計画に当該年度の重点研修の目的と方法が明示されています。</p> <p>個別研修計画を定め計画に沿った研修が実施されています。研修チームを編成し、助成金制度を活用した非常勤職員のキャリアアップ研修やチームリーダーのマネジメント研修などを実施しています。</p> <p>研修修了者は、レポート回覧や職員会議での発表により情報の共有化を図っています。研修成果に関しては個別研修履歴の作成等により自己評価に加えて評価・分析が期待されます。</p> <p>実習生の受入れに関しては、マニュアルを整備し主任が連絡窓口となり、育成プログラムなど養成校と協議し責任体制を明確にしています。実習指導者を設置し保護者にも配慮して実習成果の</p>

	<p>向上を図っています。支援を要する実習生についても指導プログラムを作成し、人材育成の観点から社会的責務を積極的に果たしています。</p>
<p>3 安全管理</p>	<p>事故や感染症の発生による緊急時の体制は、園長を責任者とした対応マニュアルが、リスクの種類別に整備されています。園外研修や職員会議においてマニュアル検討会を実施し、周知に努めています。保護者への情報提供は、入園時に安全に関する対応一覧表の説明や園だより、掲示等により徹底を図っています。</p> <p>平成25年度に園舎を新築し必要な安全設備などが整備されています。災害対応マニュアルに基づく体制を整備し、立地条件から洪水・防水や停電、職員予告なし訓練など災害状況を想定したテーマを設定し、関係機関と連携した効果的な訓練を実施しています。一斉メールによる安否確認や情報提供、食料品備蓄など安全確保に対する園の徹底した姿勢が見られます。</p> <p>安全に関する事例の収集については、マニュアルを整備し点検表により担当者を定めて、組織的・継続的に安全確認を実施しています。防犯対策として、送迎時の保護者名札の着用や不審者対策、誘拐防止訓練など、工夫して実施しています。保安設備の業者委託による保守点検と同様に、小型遊具においても専門的定期点検が期待されます。</p>
<p>4 地域との交流と連携</p>	<p>「地域に根差した心安らぐ場所」を理念として掲げ、地域との関りを大切にしています。交流行事として夏祭り、運動会、幼年消防クラブ活動など地域と連携し定期的に交流を図っています。</p> <p>学校との連携による卒園児交流会や、敬老会とのふれあいなど世代間交流を深め、交流事業は園だよりやホームページで情報提供に努めています。</p> <p>画図校区子育て支援ネットワークに参画し、パンフレットやホームページにより情報を発信し、育児相談や出前保育、園庭開放等の子育て支援機能を提供しています。被災など特に配慮を要する子どもの子育て支援については、一時保育や障がい児保育事業などにより積極的に取り組んでいます。</p> <p>ボランティア受入れマニュアルにより意義・方針を明示し、体制を整備して職員の周知に努めています。中学生の職場体験事業の受入れについては、注意事項などの事前研修や保護者への説明、実施状況の記録がされています。</p> <p>地域の社会資源である関係機関や各種団体の情報の共有化を図るため、福祉、防災、防犯、医療、学校、子育て支援等を機能別</p>

	<p>体系的に明示した資料により、職員周知と情報提供に努めています。</p> <p>画図校区子育てネットワークに参画し、地域における拠点施設として積極的な活動が見られます。要保護児童対策地域協議会に参加し、保護者との会話や園児の健康観察などにより虐待防止、早期発見に努め、照会、通告など関係機関と連携し、具体的に対応しています。</p> <p>子育てニーズについては、子育てネットワークの活動や保健師による育児相談などの行政情報により把握に努めています。</p> <p>子育てネットによる育児相談、出前保育、園庭開放など子育てニーズに基づいた活動が実施されています。特別保育事業として延長保育、一時保育、障がい児保育事業に取り組んでいます。</p>
<p>評価対象 1 利用者本位の 福祉サービス</p>	<p>子どもを尊重した保育については、理念に「一人ひとりが自分らしく輝ける場所」「お互いに認め合い共に育ち合える場所」を掲げ、基本方針に「主体性を育てる」「一人ひとりを大切に」「笑顔を持って接する」を明示し、子どもを主体とした見守る保育の実践に取り組んでいます。共通理解の取組として、指導計画の毎月の自己評価と実績を評価し、職員会議や研修により人権尊重意識の徹底を図っています。子ども同士の話し合いコーナーやセミバイキング給食を取り入れ、文化の違いや互いを尊重する心を育てる保育に努めています。</p> <p>プライバシー保護マニュアルが整備され、職員から秘密保持の誓約書を徴取し、研修や職員会議で人権意識の向上とプライバシー保護に関する留意事項の周知を図り、設備面で園児用トイレの目隠し設置などの配慮があります。保護者に対しては、利用者尊重の基本であり入園時に説明し同意を得ています。保護者に対する説明責任が十分果たされています。</p> <p>利用者満足を把握するため、保育説明会や10日以上の間をを設定したクラスごとの保護者面談、保護者懇談会、試食会などや各種アンケートにより意向把握を図り、連絡帳や園のたより、ホームページ等により情報提供して相互理解に努めています。把握した結果については、職員会議や研修チームにおいて協議し改善を図る体制が整備されています。</p> <p>相談や意見に対しては、保育説明会、個人面談、保護者懇談会により園の姿勢を示しています。相談には担当、主任、園長が対応し日常の声かけなど信頼関係を大切にし、連絡帳や園のたよりで共通理解に努めています。相談は1階園長室と2階相談室で面談し、保護者に配慮しています。</p>

	<p>苦情解決マニュアルにより受付担当者と解決責任者を配置し、第三者委員会を設置した体制を整備し、園便りや園内掲示等により周知の徹底を図っています。空調室外機設置の改善など具体的事例において、受付から対応まで記録し、結果は公表や説明により理解を得ています。</p> <p>意見等に対しては保育説明会や保護者懇談会で園の姿勢について説明しています。苦情受付に準じて記録と報告の手順、対応の方法などを規定し、ゴミ置場の対応事例については職員会議で検討し改善を図っています。</p>
<p>2 サービスの質の確保</p>	<p>保育園を経営・組織、保育計画・実践、地域・関係機関の多項目にわたり総合的に評価する園独自の自己評価・自己点検表を策定し、業務ごとの計画策定から実行、評価、見直しに至るサイクルが全職員参加のもと恒常的に実施され、職員の啓発意欲と保育の質の向上に結びついています。第三者評価受審にあたり事前研修により理解を深め、分担ごとに検討がなされるなど意欲的な取り組みがなされています。</p> <p>自己評価・自己点検表による改善課題については、研修体制チームや職員会議で課題の共有化に努めています。改善課題の明確化と改善実施状況を1枚にまとめた、改善実施計画の一覧表の作成も期待されます。</p> <p>保育課程は理念、方針や目標を基本として年齢ごとに区分して策定されています。年間指導計画は、保育課程を踏まえて四半期ごとに作成され、養護、教育やその他の基本的事項に関する目標や配慮が、年齢ごとに設定されています。計画は職員会議により周知徹底し、保育サービスの実施状況は担当の自己評価と、主任、園長の確認により評価されています。</p> <p>指導計画は、週、月、四半期ごとに担当保育士による自己評価と、主任保育士、園長による評価により見直されています。保護者の意向については面談により対応し、計画において考慮しています。</p> <p>基本情報である個別指導計画には、発達記録や保育内容の経過と達成状況、健康管理に関する事項が適切に記録されています。記録はクラスリーダーの指導や合議により記述の標準化や園内研修を実施し周知を徹底しています。</p> <p>保育の個別記録文書には、個人情報記録されています。そのため、会議や研修によりプライバシー保護に関する知識と職員倫理の理解を深めています。情報開示請求に対応した規定や文書管理を徹底するために、文書分類表の作成など文書管理規程の充実</p>

	<p>が期待されます。</p> <p>指導計画は、アセスメント実施から策定に至る手順により、関係職員間で協議し、園長の承認により決定されています。保育の実施状況は、その経過と達成状況が具体的に記録され、ケース会議などにより職員間で共有化されています。情報共有の徹底と迅速化を図り、記録にかかる事務負担の軽減の観点から、パソコンによる施設内ネットワークシステムの導入の検討も、具体的になされています。</p>
--	---

3 サービスの開始 継続	<p>ホームページを公開し、パンフレット「園のご案内」を、分りやすく作成しています。理念・保育サービスを紹介した資料を、公共施設等に置いています。</p> <p>見学に対応し、園庭の開放をしています。夏場は園児と一緒に、プール遊びをした上で、温水シャワーを浴びて、着替えて帰るなど、利用の体験が気軽にできます。</p> <p>利用開始に当って、保育・保育サービス、保育の理念や内容・料金等に保護者等の同意を得ていますが、書面には残してはいません。</p> <p>3月には、「お子様招待会」として、入園説明会を行い、保護者・子どもが共に遊べる場を作っています。</p> <p>卒園児には「なかよし」というアルバムを渡していますが、途中退園・転園の利用者にも、それまでの写真をアルバムにして、渡しています。</p>
4 サービス実施 計画の策定	<p>保育課程・各指導計画は、適切に作成されています。平成26年度の年間指導計画は「世界」がテーマとなっており、世界地図・各国の国旗・有名な建物の写真が、掲示されています。</p> <p>指導計画は定期的に見直しを行い、自己評価は4月・11月頃の年2回行い、それぞれの保育に活かしています。</p>
評価対象 A - 1 保育所保育の基本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児室は明るく衛生的で、床暖房が入った1歳児との合同の広い保育室を、低い柵で仕切り、落ち着いた空間になっています。 ・ おむつ交換台は、トイレ・沐浴槽・汚物用流し台を備えた広いトイレの中に、2台あります。 ・ 使用済みオムツは、月100円の費用を徴収したうえで、園で処理しています。臭いの強い汚れ物を持って帰る手間が無く、衛生的にも喜ばれています。 ・ チームでの保育となっており、担当制は取っていません。 ・ SIDSの研修が行われ、睡眠時の呼吸・健康状態のチェックは、0歳児は5分ごと、1歳児は10分ごとに行われています。 ・ 保護者との懇談会は「茶話会」と名称の変更をし、コーヒー・お菓子を楽しみながら話し合い、参加者も増えています。 ・ 2歳児は園庭に面した保育室で保育をしています。ローテーションで給食職員・事務職員が朝の時間保育に入ることがあり、

	<p>担当の保育士以外の大人との関わりもあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年長児が午睡をしなくなり、2歳児が3歳以上児と、同じ部屋で午睡することにより、成長の良い刺激になっています。 ・ 以上児は異年齢・見守り保育をしており、「あお組」・「そら組」に分かれています。それぞれの部屋には、ゾーンと呼ばれるコーナーが有り、製作ゾーン・絵本ゾーン・積木ゾーン・リラックスゾーン等と区切られており、子ども1人1人が自主性を持って遊べるようになっており、子どもの意思を尊重する見守り保育が行われています。 ・ 年長児は4月から午睡をせず、小学校入学に備えています。その時間は、梅干作り・パン作り・文字の練習などを行っています。又夏休みの一日、5年生の卒園児に来てもらい、プール遊びを一緒にし、5年生が先生と成っての授業も経験、給食が終わるまで一緒に過ごしました。 ・ 又年長児は、週1回お手伝いの日が設けられ、0・1・2歳の保育室に一日一緒に遊び、食事・着替えなどの手伝いをしています。 ・ 「なぎさブック」という冊子が、職員全員に配られています。「チームワークを大切にしよう」「先輩の経験を活用しよう」などの見出しを付けて、簡潔で見やすいマニュアル集と成っています。 ・ 職員研修は県・市の研修会に参加する他、外部講師（ポラリス）を招いての研修会を行っています。 ・ 2歳以上児の保育については、遊ぶ・食べる・寝る、の空間が完全に分けられ、職員の合図・言葉かけで次の活動をするのではなく、子ども其々が自分の考えやタイミングで、次の活動に移っています。 ・ 当番活動の一つに、給食の手伝いがあります。以上児は12ほどのグループに分けられ、当番グループは、朝9時頃給食室に、手伝いの内容を聞き、野菜の皮むきなどをし、年長児は米を洗って、水加減をします。 ・ 気持ちの良い季節には、月1回程以上児は、江津湖に弁当を持って出かけ、戸外遊びを楽しみます。異年齢集団の「あお組」が出掛けるときは「そら組」が、弁当箱に給食を詰める、「そら組」が行く時は、「あお組」が詰めるというように、其々持参の弁当を持って行きます。 ・ 子ども同士のトラブルが有った時は、「話し合いコーナー」を使い、当事者同士又は第三者を交え話し合い、解決するようにしています。 ・ 日常的な保育で、ピアノを使うことは少なく、ギター・ハーモニカ・フルート等に合わせて歌う事が多く、子ども達も、ピアノカ・太鼓・シンバル・木琴などと同時に、江津湖で拾って来た素材を使って楽器を作り、12月の「なぎさっこショー」で、製作した物を紹介して演奏しています。
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年は、年長児とその保護者が合同で、歌とマンドリン・ギター・ドラム・フルート等の演奏を行っています。 ・ 職員の自己評価については、毎日の朝会議でヒヤリハットを出し合う等の、自己評価をする他、年2回チェックリストを基に評価をしています。
<p>A - 2 子どもの生活と発達</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在障がいの有る子どもは一人おり、江津湖療育園に週2回通っています。クラスの茶話会で保護者全体に、障がい児保育に関する情報を伝え、協力し合い共に成長していく取り組みを行っています。 ・ 園長・主任が、「発達支援コーディネーター養成講座」を受講し、コーディネーターとしてケース会議などで、必要な指導・相談に当たっています。 ・ 延長保育を受ける子どもに、お菓子・牛乳が出されています。夕食・軽食ではなく、献立表にも明記されていませんが、家庭での夕食を考慮し、保護者と合意の上で、食事は出していません。 ・ 2歳以上児は食堂に用意が出来た順に集まります。当番が6人掛けテーブルに花を飾り、3・4・5歳児の当番が職員と一緒に、食べられる量をそれぞれに聞きながら、トレーの皿に盛り付け、2歳児は先に、以上児は全員の用意が整ってから、食べ始めます。 ・ 給食室は0・1歳児用食堂、2歳以上児用食堂の其々に面してガラス戸で仕切られており、給食担当者が子ども達と話すことは、日常的に行われています。 ・ 毎年保育のテーマを決めて取り組んでいますが、今年度は「世界」で、給食にも「世界の献立」が工夫されています。合わせてだご汁・のっぺい汁・太平燕等の郷土料理が出されます。 ・ サンプルの掲示を夕方6時迄しています。人気のあるレシピを集めて、写真帳を作りレシピを同封して何時でも保護者が持ち帰れるようにしています。 ・ アレルギー対策としては、入園時に「離乳食について」を配布し、1歳半までの間に食べさせて欲しいものをリストアップしています。1歳半過ぎても食べていない食材については、アレルギー検査をしていただいています。 ・ 現在は、0・1歳児に数人、卵・牛乳などにアレルギーを持つ子どもがおり、人数が多い時には、机を離す等の配慮をしています。 ・ 調理場・水回りの衛生管理マニュアル・食中毒対応マニュアルを作成しており、ポラリエット・酸性水を使用して清潔を保っています。また、手洗い場ではポラリエットが出てくる蛇口があり、いつでも使用できます。
<p>A - 3 保護者に対する支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の試食会が行われています。保護者会が年2回発行している新聞「なぎさ新聞」に「みんな大好き、おいしい給食のヒ

	<p>ミツ」という記事が載ったことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者を呼んでの講演会を開き、家庭でもテレビを消して、ゆったり家庭生活を楽しもうと、月1回「ノーマデイアディ」を決めて、行事表にも掲げて呼び掛けています。現在保育室にテレビはなく、1日を通じテレビ視聴は行われていません。 ・ 2月に「親子ふれあい会」を開き、足の大きさ・背くらべ・ミカンと比べた体重測定などを行い楽しんでいます。 ・ 保護者組織の会議には、園長・主任・保育士1名が参加し年5回程行われ、会報は7～8回発行され、独自の行事としてバーベキュー・ミニバレーボール大会・餅つきなどを行っています。 ・ 保護者会とは別に、親父の会の組織もあり、35%ほどの率で参加され、12月の大掃除、1月の凧揚げを、園児とともにしています。 ・ 虐待の対応マニュアルを整備し、研修を行っています。行政からのポスターを貼り出し、冊子配布を行い、保護者の啓発に努めています。 ・ かつて心配されるケースがあった時には、ケース会議を行って、保健所への面談を勧めたことがありましたが、現在では心配されるケースはありません。
--	--

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人	105	
	家族・保護者		
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		

評価細目の第三者評価結果

【 保育所版 】なぎさ保育園

評価対象 福祉サービスの基本方針と組織

- 1 理念・基本方針

		第三者評価結果
- 1 - (1) 理念、基本方針が確立されている。		
	- 1 - (1) - 理念が明文化されている。	○ a · b · c
	- 1 - (1) - 理念に基づく基本方針が明文化されている。	○ a · b · c
- 1 - (2) 理念、基本方針が周知されている。		
	- 1 - (2) - 理念や基本方針が職員に周知されている。	○ a · b · c
	- 1 - (2) - 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	○ a · b · c

- 2 事業計画の策定

		第三者評価結果
- 2 - (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	- 2 - (1) - 中・長期計画が策定されている。	a ○ b · c
	- 2 - (1) - 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	○ a · b · c
- 2 - (2) 事業計画が適切に策定されている。		
	- 2 - (2) - 事業計画の策定が組織的に行われている。	○ a · b · c
	- 2 - (2) - 事業計画が職員に周知されている。	○ a · b · c
	- 2 - (2) - 事業計画が利用者等に周知されている。	○ a · b · c

- 3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
- 3 - (1) 管理者の責任が明確にされている。		
	- 3 - (1) - 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	○ a · b · c
	- 3 - (1) - 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a ○ b · c
- 3 - (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	- 3 - (2) - 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	○ a · b · c
	- 3 - (2) - 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	○ a · b · c

評価対象 組織の運営管理

- 1 経営状況の把握

		第三者評価結果
- 1 - (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	- 1 - (1) - 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	○ a · b · c
	- 1 - (1) - 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	○ a · b · c
	- 1 - (1) - 外部監査が実施されている。	○ a · b · c

- 2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
- 2 - (1) 人事管理の体制が整備されている。		
	- 2 - (1) - 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	○ a · b · c
	- 2 - (1) - 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	○ a · b · c

- 2 - (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	- 2 - (2) - 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	Ⓐ・b・c
	- 2 - (2) - 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	Ⓐ・b・c
- 2 - (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	- 2 - (3) - 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	Ⓐ・b・c
	- 2 - (3) - 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a Ⓑ c
	- 2 - (3) - 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c
- 2 - (4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
	- 2 - (4) - 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	Ⓐ・b・c

- 3 安全管理

		第三者評価結果
- 3 - (1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
	- 3 - (1) - 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	Ⓐ・b・c
	- 3 - (1) - 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
	- 3 - (1) - 利用者の安全確保のためにリスクを把握し、対策を実行している。	a Ⓑ c

- 4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
- 4 - (1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	- 4 - (1) - 利用者と地域との関わりを大切にしている。	Ⓐ・b・c
	- 4 - (1) - 事業所が有する機能を地域に還元している。	Ⓐ・b・c
	- 4 - (1) - ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	Ⓐ・b・c
- 4 - (2) 関係機関との連携が確保されている。		
	- 4 - (2) - 必要な社会資源を明確にしている。	Ⓐ・b・c
	- 4 - (2) - 関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
- 4 - (3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	- 4 - (3) - 地域の福祉ニーズを把握している。	Ⓐ・b・c
	- 4 - (3) - 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	Ⓐ・b・c

評価対象 適切な福祉サービスの実施

- 1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
- 1 - (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	- 1 - (1) - 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
	- 1 - (1) - 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	Ⓐ・b・c
- 1 - (2) 利用者満足の向上に務めている。		
	- 1 - (2) - 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組をおこなっている。	Ⓐ・b・c
- 1 - (3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	- 1 - (3) - 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	Ⓐ・b・c
	- 1 - (3) - 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	Ⓐ・b・c
	- 1 - (3) - 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	Ⓐ・b・c

- 2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
- 2 - (1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
	- 2 - (1) - サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	Ⓐ・b・c
	- 2 - (1) - 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a Ⓑ c
- 2 - (2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	- 2 - (2) - 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	Ⓐ・b・c
	- 2 - (2) - 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・b・c
- 2 - (3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	- 2 - (3) - 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
	- 2 - (3) - 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a Ⓑ c
	- 2 - (3) - 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c

- 3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
- 3 - (1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	- 3 - (1) - 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	Ⓐ・b・c
	- 3 - (1) - サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a Ⓑ c
- 3 - (2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	- 3 - (2) - 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	Ⓐ・b・c

- 4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
- 4 - (1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	- 4 - (1) - 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c
- 4 - (2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	- 4 - (2) - サービス実施計画を適切に策定している。	Ⓐ・b・c
	- 4 - (2) - 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c

評価対象

A - 1 保育所保育の基本

		第三者評価結果
A - 1 - (1) 養護と教育の一体的展開		
	A - 1 - (1) - 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	Ⓐ・b・c
	A - 1 - (1) - 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
	A - 1 - (1) - 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
	A - 1 - (1) - 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
	A - 1 - (1) - 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。	Ⓐ・b・c
	A - 1 - (1) - 職員の接し方について、児童ひとりの個人として尊重する取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c
	A - 1 - (1) - 入園当初の環境変化に対応できるよう支援している。	Ⓐ・b・c

A - 1 - (2) 環境を通して行う保育		
	A - 1 - (2) - 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
	A - 1 - (2) - 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
	A - 1 - (2) - 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
	A - 1 - (2) - 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがかわれるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
	A - 1 - (2) - 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
	A - 1 - (2) - 施設・設備に関して、子ども・保護者や来所者が利用しやすいよう配慮した取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c
A - 1 - (3) 職員の資質向上		
	A - 1 - (3) - 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	Ⓐ・b・c

A - 2 子どもの生活と発達

		第三者評価結果
A - 2 - (1) 生活と発達の連続性		
	A - 2 - (1) - 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	Ⓐ・b・c
	A - 2 - (1) - 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c
	A - 2 - (1) - 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a Ⓑ c
A - 2 - (2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
	A - 2 - (2) - 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c
	A - 2 - (2) - 食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
	A - 2 - (2) - 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	Ⓐ・b・c
	A - 2 - (2) - 食育の取り組みを行っている。	Ⓐ・b・c
	A - 2 - (2) - 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c
A - 2 - (3) 健康及び安全の実施体制		
	A - 2 - (3) - アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c
	A - 2 - (3) - 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒の発生時に対応できるような体制が整備されている。	Ⓐ・b・c

A - 3 保護者に対する支援

		第三者評価結果
A - 3 - (1) 家庭との緊密な連携		
A - 3 - (1) -	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	Ⓐ・b・c
A - 3 - (1) -	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	Ⓐ・b・c
A - 3 - (1) -	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	Ⓐ・b・c
A - 3 - (1) -	保護者組織の活動に対する援助や意見交換を行っている。	Ⓐ・b・c
A - 3 - (1) -	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	Ⓐ・b・c

(参考)

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準 (評価対象 ~)	46	7	0
内容評価基準 (評価対象 A 1 ~ A 3)	28	1	0
合 計	74	8	0